

長野県立大学公的研究費不正防止計画

平成30年4月1日 規程第337号

最終改正 平成31年4月1日

長野県立大学（以下「本学」という。）は、長野県立大学公的研究費等の不正使用防止等に関する基本方針に基づき、公的研究費執行に当たっての不正防止計画を次のとおり定める。

（定義）

第1条 「公的研究費」とは、特定の研究を遂行する目的で公的資金を財源として国、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人等の公的機関から交付された経費で、本学の責任において管理すべき経費をいう。

2 「対象者」とは、公的研究費の運営及び管理に携わる研究者、事務職員、技術職員その他関連する者（非常勤職員を含む。）をいう。

（最高管理責任者）

第2条 最高管理責任者は学長とし、本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理についての最終責任を負う。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定、周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講ずる。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

4 最高管理責任者は、定期的に各責任者から報告を受ける場を設け、意思の浸透を図るとともに、実効性のある対策とするために、必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算及び人員配置等の措置を講ずる。

（統括管理責任者）

第3条 統括管理責任者は事務局長とし、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定し、及び実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

（コンプライアンス推進責任者）

第4条 コンプライアンス推進責任者は、総務・経営企画課長及び学務課長とする。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、次の業務を行う。

- (1) 自己の管理監督又は指導する学部、研究科又は事務局（以下「部局等」という。）における不正防止対策を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告すること。
- (2) 不正防止を図るために、職員に対し研修会出席の促進と受講状況の確認を行うこと。
- (3) 部局等における研究費の管理と執行状況の把握に努め、必要に応じて改善を指導する。

（大学内の責任体系の明確化）

第5条 組織としての責任の所在を明確にするため、関係規程等をホームページ等により公開することにより学内外に周知する。

（適正な運営・管理の基礎となる環境の整備）

第6条 研究費が公的資金であるという意識が希薄にならないよう、研究活動の行動規範を明らかにし、大学ホームページ等により学内外に周知するとともに、全ての構成員を対象にコンプライアンス研修及び研究倫理の共有を図るため研修会を開催し、意識の醸成を図る。

- 2 公的資金を原資とする研究において、関係者に対し、関係ルールを遵守する旨の誓約書の提出を求める。
- 3 研究費の仕組みや使用のルールを十分に理解できるよう、当該ルールの全体像を体系化し、競争的資金等の運営及び管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。
- 4 告発及び不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。
- 5 不正に係る懲戒の種類及びその適用に必要な手続等を明確に示した規程等を整備する。

（不正を発生させる要因の把握及び不正防止計画の策定及び実行）

第7条 不正防止計画を策定し、ホームページ等により学内外に周知するとともに、策定により必要な対策を講じ、研究費の適正使用を確保する。

- 2 定期的に不正発生要因の洗い出しを行い、不正防止計画に対策を盛り込む。
- 3 不正防止計画の進捗管理の徹底を図るため、アンケートやチェックシート等により関係者の理解度の確認を行う。

（予算執行状況の確認等）

第8条 研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。

- 2 特に執行率の低い研究者に対してはヒアリングを行い、研究費の繰り越し、返還等の指導を行う。
- 3 執行状況を的確に把握するため、発注段階での財源特定を徹底するよう、説明会等での指導・注意喚起を行う。

(相談窓口等)

第9条 公的研究費に関する相談等を受け付ける窓口を設置しこれをホームページ等で公開し学内外に周知する。

- 2 公的研究費等の不正への取組に関する本学の方針等をホームページ等により学内外に公表する。

(モニタリングの在り方)

第10条 公的資金の執行及び管理体制について定期的又は不定期にモニタリング及び内部監査を実施する。監査等の結果については、毎年度取りまとめ、学内に周知する。

- 2 内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与するための規程等を整備する。
- 3 内部監査部門は、監事との連携を図るものとする。
- 4 内部監査の実施については、国の制度改正等を踏まえて常に見直しを行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。